

支払い義務なし

東京高裁 強制徴収は違法 逆転判決

川崎市内の分譲マンションの住民男性が「任意加入である自治会の会費を管理費に含めて徴収しているのは違法」と、マンション管理組合などに自治会費の支払い義務がないことの確認を求めた訴訟の控訴審判決が東京高裁であった。吉戒修一裁判長は「審横浜地裁川崎支部の判決を破棄、自治会費の支払い義務はないと判断した。マンションの自治会費徴収をめぐるトラブルは他にもあるとみられ、原告代理人の弁護士は「この問題を解決する上で重要な判決」と話している。

会に渡るのは年間で計約265万円に上っている。男性は自治会を脱会しており、「自治会費の強制的徴収に当たり違法」と主張。被告の管理組合側は「自治会にコミュニティー形成業務を委託して」として、200円は管理組合が自治会に管理費に当たり問題は代わって徴収していた自

ない」と反論していた。吉戒裁判長は、管理組合の理事会議事録に「自治活動費の使途は自治会に一任する」との記載が「あることを指摘し、業務委託の対価ならば、使途を一任するのは問題」と判断。事実上、200円は管理組合が自治会に代わって徴収していた自

論付けた。自治会費だと認めた。その上で、男性が自治会を脱会していることから、男性には月1300円以上の支払い義務がないと結論付けた。

マンション自治会費

管理費と混同、トラブル多発

管理費は、分譲マンションに入る。一方、自治会は任意加入した場合、区分意加入団体のため、会費を所有法で支払い義務が生じる。男性

の住むマンションでは、管理組合が1戸当たり全00円を自治会に回して体管理費として月1500円を徴収。このうち200円を自治会に回して管理組合から自治

分譲マンションの自治会費を、と自治会費を別会計にするようめぐるトラブルは身近な問題で、東京都など地方自治体にも相当数の相談が寄せられているという。都では「トラブルの原因は、強制加入の管理組合と任意加入の自治会を同じだと考えている。しかし、いまだに「自治会は強制加入の管理組合の分身」として、退

こうした背景もあり、都によると、管理費と自治会費を一緒に徴収しているマンションは相当に上るとい

このため、住民が管理組合と自治会を同じだと勘違いするケースも。都には「自治会を退会したのに、どうして管理費を払わなければならないのか」という相話が寄せられているという。また、自治会の運営の問題も指摘されている。今回の訴訟の

管理組合と自治会を別会計にすることや、規約で自治会の役割を明確にすることが必要と